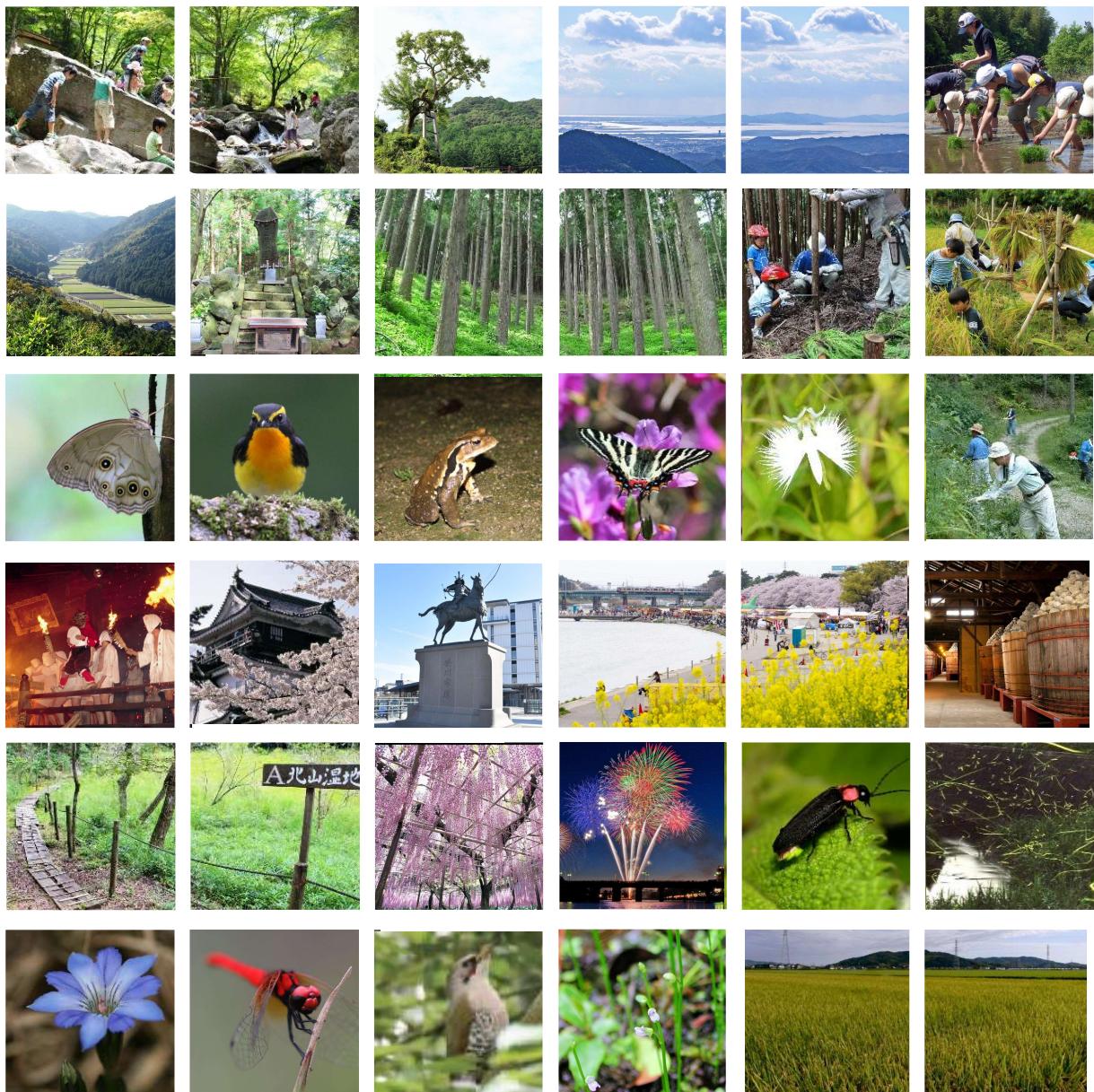


生物多様性おかざき戦略

～多様な自然と豊かな暮らしが次世代へと引き継がれる

「環境共生都市・岡崎」の実現のために～



令和5年3月改定

岡 崎 市

はじめに

山々からなだらかに平野が開ける中に、矢作川や乙川などが流れ、水と緑に恵まれた本市の自然是、人間活動や開発、ライフスタイルの変化によって、生物の生息・生育環境の縮小や悪化を招き、本市の自然環境の中で育まれてきた生物が以前のように生息・生育できなくなり、例えば私たちになじみの深いメダカが今では限られたところでしか見られない希少種となり、ほとんどの池や沼、川では外来生物のオオクチバスやブルーギルによって在来魚が駆逐され姿を消す事態になるなど、本市における生物多様性の損失が猶予できない状況となっています。

このような自然環境の変化について、私たちが身近な森や里山、川や川原に出かけ、自然の風や水の流れを体で感じ、鳥や虫の声に耳を傾け、草花を愛で、山菜や木の実の採取など自然の中で遊び、自然とふれあう機会が減少し、水と緑に囲まれたまちに暮らしながら、ふるさとの自然が私たちにとって遠い存在になりつつあります。

こうした中で、本市は、他の自治体に先駆けて平成 24 年に生物多様性おかげ戦略を策定し、計画的に戦略を推進してまいりました。戦略策定から一定の年月が経ち、戦略期間中に生じる社会経済状況の変化や各施策の進捗状況などを検証し、長期目標である「多様な自然と豊かな暮らしが次世代へと引き継がれる環境共生都市・岡崎」の達成を目指すため、このたび改定を行いました。

国際的にも、これまでの愛知目標の達成状況を鑑み、新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」の主要な目標として 30by30(サーティ・バイ・サーティ)を掲げています。これは 2030 年までに生物多様性の損失を食い止め、回復させる(ネイチャーポジティブ)というゴールに向け、2030 年までに自国の陸域・海域の少なくとも 30%を保全・保護することの達成を目指す目標です。本市もこれに賛同し、今回の改定により、30by30 を達成するための施策を展開してまいります。

また、本市は令和 2 年 7 月に内閣府からSDGs未来都市に選定されており、「自然との共生」という長期目標達成のためには、SDGsの目標達成の考え方を活かし、環境と社会と経済の横断的な課題解決を目指します。

この戦略が、多くの方々のご理解をいただき、様々な主体及び分野による連携協働した取組みにより、豊かな水と緑の中に生物が賑わい、生物多様性の恩恵を将来にわたって享受でき、暮らす人々と自然とのふれあいに満ちたまちが実現されることを切に願います。

令和5年3月

目次

第1章 戰略の基本的事項	1
1 策定の背景	2
(1) 自然の恵みに支えられた私たちの暮らし	2
(2) 自然の恵みをもたらす生物多様性	3
(3) 生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要性	4
(4) 地域戦略の必要性	6
2 戰略の対象区域と位置づけ	7
(1) 対象とする区域	7
(2) 位置付け	7
(3) 主に関連する本市の計画一覧	8
第2章 生物多様性の現況と課題	9
1 岡崎市の概況	10
(1) 地勢	10
(2) 土地利用状況	11
(3) 動植物の生息・生育状況	12
(4) 生態系	13
2 岡崎市の生態系ネットワークの形成イメージ	15
(1) 生態系ネットワークとは	15
(2) 本市の生態系ネットワークの形成イメージ	16
3 岡崎市の生物多様性の現況と課題	21
(1) 奥山生態系	21
(2) 里地里山生態系	22
(3) 平野生態系	23
(4) 水辺生態系(河川・ため池・湿地)	24
4 生物多様性保全に係るこれまでの取組みと社会情勢の変化	25
(1) 自然環境行政の推移	25
(2) 生物多様性おかざき戦略初期段階の取組み	26
(3) 市民・市内事業者アンケート結果	29
(4) 国内外の動向や社会情勢の変化	32
ア 生物多様性の評価	32
イ SDGs(持続可能な開発目標)の推進	34
ウ ポスト 2020 生物多様性枠組と国家戦略の改定	35
エ 地球温暖化対策	36
第3章 目指すべき将来像と戦略の方向性	37
1 目指すべき将来像	38
2 目標期間	38
3 基本目標	39
4 2030 年目標(今回の見直しの趣旨)	40
第4章 施策展開	41
1 基本戦略	42
2 施策の体系	43
3 8つの基本戦略と具体的な施策	44
第5章 戰略の推進体制	75
1 推進体制	76
2 進行管理	77
資料編	78
1 戰略中間見直し体制	79
2 用語解説	81

第1章

戦略の基本的事項

～なぜ、生物多様性おかげ戦略が必要か～

- 1 策定の背景
- 2 戦略の対象区域と位置づけ

1 策定の背景

(1) 自然の恵みに支えられた私たちの暮らし

本市は、丘陵部を水源とする乙川、男川、青木川などの多くの川が市域を流れ矢作川に流下しています。なかでも乙川の美合・河合地区は、「岡崎ゲンジボタル発生地」として、国の天然記念物に指定されているほか、額田地区の河川はゲンジボタルの発生地として市の天然記念物に指定されています。

また、湿地特有の貴重な動植物が生息・生育する愛知県天然記念物であり本市の自然環境保護区でもある北山湿地や小呂湿地などの自然性の高い湿地や多くの農業用のため池が残存し、多様な水辺環境を作り出しています。



【北山湿地】

一方、市域の6割を樹林地が占めており、市の北部地域から東南部地域に至る丘陵部では、コナラ・アベマキを中心とした二次林が多く、市東部の山地にかけてはスギ・ヒノキ等の人工林が多くみられます。また、自然体験学習施設の「おかざき自然体験の森」周辺には、シイ・カシ類、コナラなどの里山に特徴的な樹林や池、水田、畑地、人工

林などがみられ、人と自然のふれあう場所として保全活用されています。さらに、市西部の平野や山地の川沿いの平坦部には、水田や畑地などの農地が広がっています。また、市民に親しまれている社寺林や愛知県自然環境保全地域に指定されている山中八幡宮社叢、茅原沢神明宮社叢などの自然林も各所に分布しています。

このように、本市は水辺環境、里地里山環境、自然林など、変化に富んだ多様で豊かな自然環境を有しています。本市のこの豊かな自然は、古の時代から食料や燃料、日々の暮らしの道具や家屋の資材などに利用されてきたほか、清らかな水や空気、美しい景観をもたらすなど、人々の暮らしを支えてきました。また、豊かな自然は、私たちに安らぎを与え、癒しの場、レクリエーションの場としても利用されています。さらに、本市の土地利用に占める割合の高い森林は、農林業の生産の場となっているとともに、土砂流出の抑制や雨水の貯留、水質の浄化といった多面的機能を有しており、洪水を緩和し、水源を涵養するなど私たちの暮らしの豊かさや安全を支えています。



【ゲンジボタルとアジサイ】



【おかざき自然体験の森稻作体験】

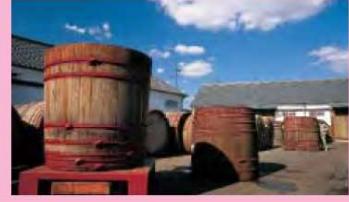
(2) 自然の恵みをもたらす生物多様性

私たちの暮らしを支えてきた豊かな自然の恵みは、『生態系の多様性』、『種の多様性』、『遺伝子の多様性』という3つの多様性によってもたらされています。



生きものは長い年月をかけて進化し、異なった『個性』を獲得してきました。この『個性』を持った生きものどうしの世代を超えた『つながり』が地域特有の自然環境をつくり出し、私たちに自然の恵みをもたらしてきました。この『個性』と『つながり』が生物多様性であり、多様な『個性』と『つながり』がもたらすたくさんの恵み(これを生態系サービスと呼びます)によって、私たち人間を含む生きものの「いのち」と「暮らし」が支えられています。

生態系サービスは、その内容によって、基盤的サービス、調整サービス、文化的サービス、供給サービスに分けられます。

<p>調整サービス</p> <p>森林による山地災害、土壌流出の軽減や、植物による二酸化炭素の吸収による気候の調整など</p>  	<p>文化的サービス</p> <p>地域性豊かな文化や、自然と共生してきた知恵と伝統</p>  	<p>供給サービス</p> <p>食糧や水、木材や繊維、薬品の原料、燃料など</p>  
<p>基盤的サービス</p> <p>他の生態系サービスの基盤となる、植物の光合成や、水循環、栄養循環、土壌形成など</p>  		

生態系サービス一覧

(3) 生物多様性の保全及び持続可能な利用の重要性

私たちに自然の恵みである生態系サービスをもたらし、私たちの暮らしを支えてきた生物多様性は、現在、世界規模で危機に直面しています。世界規模の現状として、2010 年に名古屋市で開かれた国連の生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)で、世界各国が 2020 年までに取り組むべき 20 の目標として採択された愛知目標は、「地球規模生物多様性概況第 5 版」によると、一部の分野で成果はあったものの、完全に達成した愛知目標はないと結論付けられ、2050 年ビジョン達成には「今までどおり」から脱却する社会変革が必要と指摘されています。こうした変革に着手することで、生物多様性が回復し、新型コロナウイルスのような感染症の将来のパンデミックのリスクも低減され、人間にとっての様々な恩恵がもたらされることになると述べられています。

日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。過去にも自然現象などの影響により大量絶滅が起きていますが、現在は第6の大量絶滅と呼ばれています。人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生きものたちが危機に瀕しています。

第1.の危機

人間活動や開発による影響



人が直接引き起こす生物多様性への悪影響です。開発による生息・生育地の減少や環境の悪化、乱獲や盗掘が今でも続いています。

第2.の危機

自然に対する人間の働きかけが減ることによる影響



かつて利用されていた里山、草原が利用されなくなり、その環境に特有の生きものが絶滅の危機に瀕しています。一方でシカやイノシシなどの生息数が増加することで、農林業被害や生態系への影響が生じています。

第3.の危機

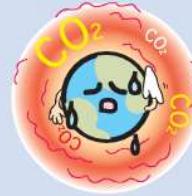
人が持ち込んだ外来種などによる影響



国外や国内の他の地域から持ち込まれた外来種は、地域在来の生物を食べたり、生息場所やえさを奪ったり、交雑により地域個体群に遺伝的な攪乱をもたらし、地域固有の生態系を脅かします。また、化学物質の使用によって、野生生物へ有害な影響を及ぼすことが指摘されています。

第4.の危機

地球温暖化による影響



現在、地球温暖化が生じていることには疑いの余地はありません。地球全体の平均気温が1.5～2.5℃上がるに約20～30%もの動植物の絶滅リスクが高まるといわれています。

生物多様性にせまる4つの危機

本市においても、開発による自然環境の破壊、社会経済状況やライフスタイルの変化による農林業の衰退に伴う里地里山の荒廃、外来種による生態系の攪乱、さらには、地球温暖化などによる影響によって、豊かな自然が失われ、生物多様性の損失が進行しています。

現在の状態が続けば、自然の恵みがもたらす生態系サービスを受けることができなくなり、自然や生きものとの関わりの中で育まれ、祖先から引き継がれてきた本市の文化や伝統も危機に瀕するおそれがあります。

次世代へ本市の豊かな自然を引き継ぎ、その恵みである生態系サービスの恩恵を後世にわたって受けられるようにするためには、私たちの暮らしが、生きものの『個性』と『つながり』から成る生物多様性の基盤の上に成り立っていることを肝に命じ、生物多様性が確保されるよう良好な自然環境の保全を図ること、そして、生物資源の持続可能な利用を図っていくことが重要です。あわせて、本市の豊かな自然と深く結びついた伝統や文化が失われつつあることから、古の智慧や自然観を見直すとともに、地場産業と豊かな自然との関係を見直すことも重要です。さらに、地球規模の気候変動とされる地球温暖化は、生きものの生息・生育にも大きな影響を与えており、その原因は、私たち人間の活動と考えられることから、私たち一人ひとりが低炭素生活へとライフスタイルを見直していくことが、生きものの生息・生育環境の保全、生物多様性の保全の観点からも重要です。

(4) 地域戦略の必要性

生物多様性の現状や課題は、地域ごとに異なっています。これは地域の生物多様性が気候や地形、植生、動物相といった自然環境や、産業や文化といった人為的要素によって育まれているためです。本市においても、例えば、額田地域のように山林の多い地域と西部の水田の広がる地域とでは、生態系も異なれば、生物多様性についての課題も異なります。

このため、本市において生物多様性の保全及び持続可能な利用を推進していくためには、地域ごとの生物多様性の特性や地域の社会状況を踏まえ、人と自然が共生した地域づくりを進めていく必要があります。

このようなことから、本市における生物多様性の保全と持続可能な利用について、目指す方向性や目標を定め、市民、事業者、行政等の各主体の役割を明らかにし、施策を総合的に推進して行くために『生物多様性おかげさき戦略』を定めています。

コラム① 伝統知・地域知

伝統知・地域知とは、それぞれの地域において、それぞれの人と自然の関わりが模索されつくられるなかで、世代を超えて受け継がれてきた伝統的な知識・知恵や地域に特有の知識・知恵のことです。

本市は恵まれた自然条件を背景に、原始古代には各所に集落が形成され、多様な文化が花開き、古来より交通の要衝として栄えてきた歴史あるまちです。人々は自然と共生しながら、長い年月の中で本市特有の伝統知・地域知が培われてきました。（例）祭り、用水・耕地整理、棚田、猪垣、林業、伝統産業など

しかし、近代以降、私たちは、自然を制御し、利便性を高めるという考え方で街づくりやインフラ整備を推進したことにより、特に生物多様性の保全に関する伝統知・地域知は失われつつあります。

生物多様性の損失に歯止めがかからない今、本市特有の伝統知・地域知を顧みることで、先人たちの自然との共生の仕方を学び取り、そこから現代における対応策を導き出すことが出来ると考えます。

2 戦略の対象区域と位置づけ

(1) 対象とする区域

本戦略の対象とする区域は、本市の生物多様性及びその持続可能な利用についての戦略であることから基本的に市全域とします。

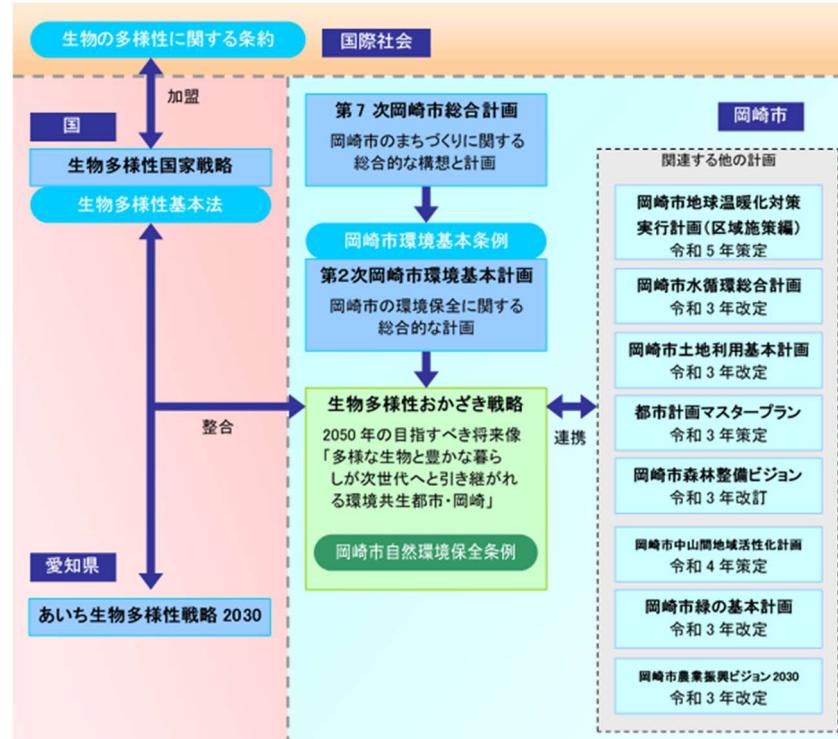
しかし、生きものの生息域は行政区域で分かれるものではなく、例えば、本市を貫流する矢作川には、流域を行き来する魚もいれば、季節によって移動する渡り鳥もいます。このように、生物多様性の保全及び持続可能な利用を図るには、流域や地域の全域、または全県で取り組んでいかなければならないものもあり、必要に応じて、本市周辺の自治体や県と連携して取り組んでいきます。

(2) 位置付け

本戦略は、「生物多様性基本法」(平成20年6月6日法律第58号)の第13条に基づく生物多様性地域戦略であり、国及び愛知県の戦略と整合を図ったものとします。また、上位計画である「第7次岡崎市総合計画」及び「岡崎市環境基本計画」や関連する「都市計画マスタープラン」「岡崎市緑の基本計画」「岡崎市水循環総合計画」などと連携して推進します。

本戦略では、市民・事業者等の全市民及び行政を対象に、各実施主体の取組みを示すとともに、各実施主体の協働による取組みを推進します。

生物多様性の保全及び持続可能な利用は、環境、農林水産、社会基盤の整備、教育など様々な分野に関連することから、この戦略は、環境の分野のみならず、本市の他の分野においても生物多様性の保全及び持続可能な利用の基本となるものです。



生物多様性おかざき戦略の位置付け図

(3) 主に関連する本市の計画一覧

主に関連する本市の計画一覧表

計画	概要
第7次岡崎市総合計画	<p>岡崎市総合計画の上位計画である総合計画の基本的な方向性をしめす総合政策指針(令和元年12月議決)では、令和32年度を目標年度として目指す将来都市像を「一步先の暮らしで三河を拓く 中枢・中核都市おかざき」と定めています。また、将来都市像実現にむけて、今後10年間の各分野における10の分野別指針を定めました。環境基本計画は、分野別指針の「(3)持続可能な循環型の都市づくり」に位置付けられています。</p> <p>(3)持続可能な循環型の都市づくり</p> <p>環境・経済・社会の課題を踏まえ、公民連携して複数課題の統合的な解決を図る地域循環共生圏の枠組みの中で、排出CO₂の削減、生物多様性確保、健全な水循環、森林資源や農地の保全・活用がなされる持続可能なまちを目指します。</p>
第2次岡崎市環境基本計画	<p>環境基本計画では、本市のかけがえのない地域の自然環境と特性を活かした社会経済活動との調和を図りながら、これまで以上に環境への負荷の少ないライフスタイルを推進し、良好な環境の保全及び創造を実現するため、必要な環境ビジョン、環境目標、施策の体系及び重点的に取組む施策を定め、市民、事業者及び行政がパートナーシップ(協働)を形成しながら、岡崎市環境基本条例(平成17年岡崎市条例第139号)第10条に定められた、環境施策及び環境活動を総合的かつ計画的に推進することを目的としています。</p>
岡崎市地球温暖化対策実行計画 (区域施策編)	<p>市域からの温室効果ガス総排出量を2030年度において、2013年度比28%削減と定め、一人ひとりの心がけ、価値観や行動様式の改善を促す「心」、温暖化防止に効果のある技術の開発・普及を促進する「技」、社会基盤や社会の仕組みを低炭素化に導く「体」の3つの基本方針を定め、さらに7区分した基本施策のもと、温室効果ガス削減のための具体的な取組みを定めています。</p>
岡崎市水循環総合計画	<p>平成18年1月1日に岡崎市と旧額田町が合併し、乙川の上流域と下流域が、すべて岡崎市に含まれることとなりました。水循環総合計画は、この合併を機に、行政・市民、学識経験者などで意見を出し合い、環境・治水・利水の面から、岡崎市の水循環を総合的に見て、将来の望ましい水循環のあり方と、それを実現するための取組みをまとめたものです。</p>
岡崎市土地利用基本計画	<p>全市的な土地利用の方針を示し、土地利用関連施策の根拠となるとともに、横断的な視点から、土地利用の総合調整機能を果たすことで、市の特性に応じた適正かつ合理的な土地利用を図り、もって市民生活と自然環境が調和した、快適で秩序と魅力あるまちづくりの推進及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的として、土地利用の規制及び立地・集積による秩序ある土地利用の誘導を行うための総合的な計画です。</p>
都市計画マスターplan	<p>都市計画マスターplanは、本市の都市計画の基本的な方針として、愛知県が定める西三河都市計画区域マスターplanや第7次岡崎市総合計画に即し、そのほかの関連計画と連携・整合を図ったうえで、土地利用や市街地整備、都市施設などの都市計画部門の施策の方向性を示した計画です。</p>
岡崎市森林整備ビジョン	<p>森林整備ビジョンは、健全な水循環、森林資源の保全・活用、生物多様性の確保がなされる持続可能なまちづくりを取組の方向性として、100年後の目指す森林の姿を定めています。</p> <p>明治中期には、はげ山や草地もありましたが、明治期の植林や村有林の形成、戦後の広葉樹林からスギ・ヒノキ人工林への転換などの歴史的経緯を経て、現在、森林は市域の約60%を占めており、水源涵養や土砂災害防止等の森林の持つ公益的機能による恩恵をたくさん受けて生活しています。</p> <p>森林づくりを支える「地域の環」「人の環」を形成していくことにより、適切に保全・管理された多様な森林が健全な状態で共存し、地域のぬぐもりあふれる木材やその他林産業が持続的に生産される「岡崎らしい森林」の創造を目指します。</p>
岡崎市中山間地域活性化計画	<p>本市の中山間地域は、本市全体の面積の約6割を占め、水源涵養や自然災害の防止など重要な役割を担う地域ですが、人口減少、少子高齢化が進み、様々な課題も抱えています。</p> <p>そこで、中山間地域の有する資源や魅力を活かした民間投資の誘導や、行政が支援しながらの地域住民主体による地域づくりの推進など、公民が連携して持続的な施策に戦略的に取り組み、持続可能な魅力ある地域を作り上げることを目的としています。</p>
岡崎市緑の基本計画	<p>緑の基本計画は、都市公園の整備や緑を保全する地区の決定など、都市計画による整備事業や緑化制度の推進のほか、都市公園の運営管理方針について計画します。さらに、街路、公共公益施設、民有地などにおける緑の保全や緑化、市民の緑とのかかわりの推進など、ソフト面の内容も含めた都市の緑に関する総合的な計画です。</p>
岡崎市農業振興ビジョン2030	<p>農(農業・農地・農村)は、安定的な食糧供給基盤であるとともに、生物多様性の保全や水源涵養など多面的機能を発揮する場として、都市住民にとっても広く恵をもたらしています。農業振興ビジョン2030(農業振興計画・都市農業振興計画)は、「持続可能な農業経営基盤の構築と農業の多面的機能の維持」を目指し、消費者及び全ての関係者の間で連携・協働しながら、農業政策を総合的かつ計画的に推進するための計画です。</p>